

5 諸手当等支給制度

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象	支給率又は支給額			
給料の調整額	特殊学校の教員（特殊免許状の所有の有無に関係なし）	給料月額×8%	給料の支給日		
手	1 暫定手当			40. 4. 1より給料に繰入れになる。	
	2 給料の特別調整額（管理職手当）	教育次長 課長、出張所長、教育研究所長、図書館長、体育館長、理科教育センター所長 校長 教頭、副校長、定時制主事、通信制主事	→ 給料月額×20% → " ×16% → " ×10% → " ×8%	同上 40.10.1改正	
	3 初任給調整手当	大学または大学院修士課程修了後4年以内に 博士課程修了後3年以内に採用された者 (1) 第1種手当 高等学校または工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭 (2) 第2種手当 第1種手当以外の小学校、該中学校、県立学校の一般教科を担当する教諭	→ { 1年目 月額 2,500円 2年目 " 2,000円 3年目 " 1,500円 4年目 " 1,000円 5年目 " 500円 → { 1年目 " 1,000円 2年目 " 700円 3年目 " 400円	同上 40. 4. 1支給期間の延長について改正 (注) 行政職、事務職、医療職(一)および医療職(二)の給料表適用者についても教員に準じて支給される。	
	4 扶養手当	他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けているもので次に掲げる者 (1) 配偶者（内縁を含む） (2) 18才未満の子（うち1人） (3) 18才未満の弟妹および孫 (4) 60才以上の父母および祖母 (5) (2)から(4)以外のもので不具 麻疾者 (注) 上記親族でも年間所得が101,000円（月額 8,000円）度以上あるときは、扶養親族とは認定できない。	→ } 月額 600円 → } → } 月額 400円 → }	同上 40. 12. 28改正 1 制限所得額の引上げ 2 支給の方法… 41. 1. 1から適用 ①月の初日以外の日に手当支給に係る事実が生じた場合には翌月より手当を支給する。 ②月の初日以外の日に手当停止に係る事実が生じた場合には翌月より手当を支給しない。	
	5 通勤手当	住所と勤務公所との距離が2 km以上ある者が交通機関または次の交通用具を利用して通勤するもの (1) 交通機関 (2) 交通用具 ①自動車、バイク等の原動機付のもの ②自転車等	→ { 3ヵ月定期乗車券の額のまた ただし、その額が1,100円 を超えるときは超える額の 分の額を1,100円に加え最 高額を1,600円とする。 月額 500円 " 450円	同上 40. 9 1改正 支給の方法については扶養手当と同様に改正	
当	校長兼務手当	全日制独立高校の校長が定時制独立高校の校長を兼務しているとき	給料月額×5%	翌月の給料支給日	
	昼夜間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したとき、または、夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき	授業またはその補助を行なった時間1時間について 250円	同上	
	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導を行なったとき	添削件数が10件まで 750円 10件をこえる1件ごとに60円	同上	
	通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員および協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき	面接指導1時間について 250円	同上	
	夜間勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 1,000円	同上	
	舎監手当	高等学校または特殊学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員	月額 3,000円	同上	
漁獲手当	水産高校練習船の乗組員が漁ろうに従事したとき	配分基礎額の19.8%の範囲内で、乗組員ごとの代数に応じ	航海終了後2週間以内		